若者向け地元就職・定着化促進ツール制作業務委託

仕様書

１　委託業務名

若者向け地元就職・定着化促進ツール制作業務委託

２　委託期間

契約締結日から令和　５年　２月２８日まで

３　業務目的

北見市・北見商工会議所・北見公共職業安定所・北見工業大学・日本赤十字北海道看護大学で構成する北見市若者就活応援センターでは、大学生・短大生・高専生・専門学校生、ＵＪＩターン就職の希望者を対象に、北見市の若者就活応援サイト「ＫＩＴＡＭＩ　ＷＯＲＫＳ」（以下、「公式ウェブサイト」という。）を通じて、企業情報・採用情報・就職関連イベント情報等の提供を行っている。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、企業の採用活動が非対面式にシフトしつつあることで、従来行われていた対面式の合同企業説明会のような、一度に多くの企業と直接交流できるイベントが減少し、若者が地元企業の情報を取得する機会が少なくなっている。

本業務では、ウィズコロナ時代に即した若者の就職活動を支援し、併せて、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえて、北見で暮らす将来を総合的に考えることができるよう、公式ウェブサイトと連携した地元企業のリクルート動画、移住・定住促進ガイドブックを制作し、制作したツールを活用して戦略的に情報発信を行うことで、若者のＵＪＩターンや地元定着の促進を図る。

４　業務内容

（１）地元企業のリクルート動画制作業務（費用の目安：税込７，７００，０００円）

受託者は、業務目的を十分に理解し、動画の制作に係る全ての業務を行う。なお、本市が指定する企業１社について先行して動画を制作し、動画制作の参加者を募集する際に、参加を検討する企業が動画の完成イメージを想起できるよう、北見市ホームページ、公式ウェブサイト等で公開することとする。

　　　①　企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、本市と受託者で協議のうえ、内容を決定する。受託者は、決定した内容を基にして、必要に応じて絵コンテ等を用いて動画の構成を作成する。

　　　②　取材・調整

公式ウェブサイトの登録企業に対して、本市が動画制作の参加者を募集のうえ、参加者を選定する。受託者は、選定企業と取材、撮影に係る日時等を調整のうえ、インタビュー、事業内容の聞き取りなど、動画制作に必要な情報収集を行う。

　　　③　撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア　資料、素材の収集

イ　肖像権、著作権について必要な手続き※

ウ　出演者、協力者、撮影地への交渉、許可申請

エ　使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

※　撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（ＹｏｕＴｕｂｅへのアップ等を含む。）にあたり、肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を施すこと。また、複数年にわたって使用可能な動画とすること。

　　　④　編集

撮影した映像の加工、編集のほか、音楽、音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに、撮影した企業による複数回の内容確認及び修正等の指示を受け、本市による最終の内容確認及び修正等の指示を受けるものとする。なお、テロップやナレーションとして動画に挿入する名称や説明等については、受託者の責任の下、確認を行うものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

ア　撮影する企業によって公平性が損なわれないよう、統一的な構成とすること。ただし、視認性を高めるため、業種ごとにテーマカラーを変更するなど、公平性を損なわない範囲で工夫して制作することについては妨げない。

イ　使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合や、その他の理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。

ウ　制作した映像ごとに、統一的な構成で、ＹｏｕＴｕｂｅに掲載する際の印象的なサムネイル画像（画面比率は１６：９）を制作すること。

エ　音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、受託者において手続き等を行うこと。

　　　⑤　制作本数及び動画時間

プロポーザルでの提案内容を基に、本市と受託者で協議のうえ、制作本数及び動画時間を決定する。なお、提案にあたっては、次のとおり留意するものとする。

ア　委託業務期間内に制作できる動画の本数であるかどうか、十分に検討すること。

イ　動画時間は、視聴者を飽きさせないようにすることを意識し、設定すること。

　　　⑥　規格

・画面縦横比　　１６：９

・画面解像度　　１９２０×１０８０ピクセル

（２）移住・定住促進ガイドブック制作業務（費用の目安：税込１，９８０，０００円）

受託者は、業務目的を十分に理解し、ガイドブックの制作に係る全ての業務を行う。なお、ガイドブックは全体版（表紙込み３２ページ程度、４ページ刻み）と概要版（表紙込み２４ページ程度、４ページ刻み）の２種類を制作することとする。

　　　①　企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、本市と受託者で協議のうえ、内容を決定する。受託者は、決定した内容を基にして、必要に応じて絵コンテ等を用いてガイドブックの構成を作成する。

　　　②　掲載項目

掲載する項目の情報収集については、本市と連携して受託者が自ら行うものとする。掲載する写真については、原則として、受託者が収集又は新たに撮影するものを使用するが、必要に応じて本市が所有するものを使用できるものとする。なお、掲載する項目は、次のとおりとし、【共通項目】については、同一の内容、デザインとする。

ア　表紙、裏表紙【全体版、概要版】（２ページ分）

　　表紙については、全体版と概要版の区別ができるようなデザインとする。

イ　目次、本市のマップ【共通項目】

本市への交通アクセスを記載する。また、各自治区の特徴や風物等の情報を記載すること。

ウ　本市の魅力紹介【共通項目】

観光向けの冊子ではなく、移住・定住を促進する冊子であることに留意し、本市の魅力を紹介する。また、本市（北海道）ならではの気候風土について記載すること。

エ　本市の暮らしの情報、支援情報【共通項目】

ライフステージ別に、目安となる生活費等について首都圏と比較するなど、本市（地方都市）で暮らすメリットを具体的に感じられる内容を記載する。また、子育てや教育支援制度、医療・福祉情報を記載すること。

　　　　　オ　本市での働き方【共通項目】

　　　　　　　通常の働き方に加えて、テレワーク等の新しい働き方、起業支援について、本市での取組等を記載する。

　　　　　カ　本市の企業紹介【全体版のみ】（１０ページ分）

　　　　　　　本市が指定する企業（１０社程度）について、取材、撮影を行った内容、写真等を掲載する。なお、必ずしも、『（１）地元企業のリクルート動画制作業務』で動画を制作する企業と一致するとは限らない。

　　　　　キ　本市の産業紹介【概要版のみ】（２ページ分）

　　　　　　　『カ　本市の企業紹介』で取材、撮影を行った内容等を踏まえながら、本市の産業について概要を記載する。

　　　③　取材・調整

受託者は、本市が指定した企業と取材、撮影に係る日時等を調整のうえ、インタビュー、事業内容の聞き取りなど、ガイドブック制作に必要な情報収集を行う。

　　　④　撮影

企画構成に基づき、ガイドブックの制作に必要な写真の撮影を行う。なお、次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア　資料、素材の収集

イ　肖像権、著作権について必要な手続き※

ウ　出演者、協力者、撮影地への交渉、許可申請

エ　使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

※　撮影、編集はもとより、納品後の加工、掲載にあたり、肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を施すこと。また、複数年にわたって使用可能な写真とすること。

　　　⑤　編集

撮影した写真の加工、編集作業を行う。納品までに、撮影した企業による複数回の内容確認及び修正等の指示を受け、本市による最終の内容確認及び修正等の指示を受けるものとする。なお、ガイドブックに記載する名称や説明等については、受託者の責任の下、確認を行うものとする。

　　　⑥　規格

・サイズ　　Ｂ５判

・色　数　　フルカラー

・製　本　　中綴じ

・紙　質　　表紙、本文とも上質紙９０ｋｇ

・項　数　　全体版（表紙込み３２ページ程度、４ページ刻み）

　　　　　　概要版（表紙込み２４ページ程度、４ページ刻み）

５　打合せ及び実施状況の報告

・　受託者は、業務の実施内容や進捗状況の共有のため、本市と月１回以上、定期的に打合せを実施するものとし、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については、双方協議のうえ、決定するものとする。

・　受託者は、本市から請求があったときは、業務の進捗状況等について、随時報告するものとする。

・　打合せの議事録は、受託者が作成するものとする。

・　打合せに要する移動等の経費は、全て受託者の負担とする。

６　本業務に係る書類の整備・保管

・　本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区分する。

・　本業務の実施にあたっては、次の会計関係書類等を整備し、適切な業務運営を図る。

ア　総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類

イ　その他、本業務に係る関係書類（支出関係の証憑書類等）

・　本業務終了年度から５年間保管する。

・　本業務は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため、会計検査院の実地検査等の対象となる。

・　受託者は、本業務に係る会計実地検査が実施される場合には、本市に協力しなければならない。

７　業務の適正な実施に関する事項

（１）統括責任者の配置

・　業務全体を管理、統括する責任者を配置するものとする。

・　本市との連絡は、原則として、統括責任者を通して行うものとする。

（２）再委託の禁止

・　受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

・　前号の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画、判断及び業務遂行管理に係る業務とする。

・　受託者は、前２号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

（３）守秘義務

・　受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的のために利用することはできない。本業務終了後においても同様とする。

・　成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

（４）著作権に関する事項

・　本業務により新たに発生した著作権は、本市に帰属するものとし、本市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は、権利保留物についての当該権利を独占的に使用できるものとする。

・　受託者は、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

（５）肖像権に関する事項

・　受託者は、本業務の実施にあたって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

・　本人の承諾を得ることのできない人物写真については、識別が不可能な程度の修正を行う、又は使用を取り止めるものとする。

（６）個人情報の保護

本業務において受託者が取り扱う個人情報については、北見市個人情報の保護に関する条例（平成１８年３月５日条例第１７号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（７）修正、補足等の措置

・　受託者は、受託者の行為（著作権、肖像権、個人情報等に関わる問題を含む）が原因で第三者に損害が生じた場合は、速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

・　業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

（８）本仕様に定めのない事項等

受託者は、本業務の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、本市と協議のうえ、決定するものとする。

８　成果物

（１）動画

　　　①　磁気媒体（ＤＶＤ、Ｂｌｕ－ｒａｙ）等によるデータ納品／２組

データ形式は、ＹｏｕＴｕｂｅやＳＮＳ等で配信できるよう、ＭＰＥＧ４やＷＭＶなど、複数のフォーマットを用意すること。

　　　②　成果物報告書（Ａ４判横書き）／１部

（２）ガイドブック

　　　①　全体版／１，０００冊

　　　②　概要版／１，０００冊

　　　③　磁気媒体（ＤＶＤ、Ｂｌｕ－ｒａｙ）等によるデータ納品／２組

データ形式は、次のとおりとする。

ア　低解像度ＰＤＦファイル（ウェブサイト掲載用）

　　ディスプレイへの表示、当該ファイルの印刷において、判別可能であること。

　　・　見開きページ

　　・　単一ページ

イ　高解像度ＰＤＦファイル

　　できるだけ高解像であること。

　　・　見開きページ

　　・　単一ページ

ウ　レイアウトデータ

　　Ａｄｏｂｅ　Ｉｌｌｕｓｔｒａｔｏｒで作成した再編集可能なデータであること。

エ　中間生成物データ

　　画像（写真を含む）、図表、イラスト及び文章（キャッチコピー等を含む）

　　　④　成果物報告書（Ａ４判横書き）／１部

９　納品等

（１）納品期日

　　　①　動画

　　　　　制作した全ての動画が記録された磁気媒体（ＤＶＤ、Ｂｌｕ－ｒａｙ）等及び成果物報告書は、令和　５年　２月２８日（火）までに納入すること。ただし、制作した動画は、完成するごとに随時納品することとする。なお、随時納品にあたっては、磁気媒体等によるデータ納品に限定しないこととし、本市と協議のうえ、納品方法を決定する。

　　　②　ガイドブック

　　　　　磁気媒体（ＤＶＤ、Ｂｌｕ－ｒａｙ）等及び成果物報告書は、令和　５年　２月２８日（火）までに納入すること。ただし、製本するガイドブックは、令和　４年１２月１５日（木）までに納品することとする。

（２）納品場所

北見市商工観光部商業労政課労政雇用係

住所　〒090-8501　北見市大通西３丁目１番地１　北見市役所５階

電話　(0157)25-1148